

社会福祉法人 ひかり福祉会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人ひかり福祉会定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。